

特定医療費（指定難病）支給認定更新申請書

※裏面にも記入欄があります

受給者	ふりがな											受給者番号					
	氏名											性別		生年月日			
	個人番号												申請年1月1日の 住民票市区町村	都道 府県	市区 町村		
	住所	〒 ※住民票に登録されている住所を記載してください										電話番号					
	病名																
	保険者											記号・番号					
	保険種別	裏面記載の年金等の 受給の有無及び年額		有 無	裏面記載の障害・遺族年金等の番号 ()				当該年金額が82万6500円を超える(はい いいいえ) 82万6500円以下の年額 () 円								

※保険種別が、**社保、共済**は以下の①、**国保、国保組合、後期高齢**は以下の②を記入してください。
生活保護の場合は記入不要です。

① 社保・共済の場合 被保険者	ふりがな 氏名	個人番号 ※受給者の場合は記載不要										性別 生年月日	申請年1月1日の 住民票市区町村	続柄	独居 <input type="checkbox"/>
												男・女	都道府県 市区町村		高
② 国保・後期高齢 の場合	ふりがな 氏名	個人番号 ※受給者と同一医療保険加入者のみ記入										性別 生年月日	申請年1月1日の 住民票市区町村	続柄	軽
												男・女	都道府県 市区町村		
※住民票 同一世帯 全員を 記入											男・女	都道府県 市区町村		人	
											男・女	都道府県 市区町村			
(受給者 及び中学 生以下を 除く)											男・女	都道府県 市区町村		按	
											男・女	都道府県 市区町村			

自己負担 上限額の 特例	人工呼吸器等 装着	有・無	高額かつ長期	有・無	軽症高額該当	有・無
	同一世帯における指定難病または 小児慢性特定疾病の医療費助成を 受けている者の有無	有・無	有の場合	受給者番号 () 氏名 () 自己負担額 ()		

私は、上記のとおり、特定医療費の支給を申請します。

年 月 日 大分県知事 殿

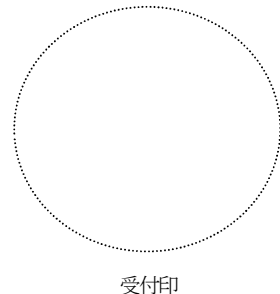
申請者住所
(ふりがな)
申請者氏名

電話番号
続柄 ()

【臨床調査個人票の研究利用についての同意】

臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用
に関するご説明」をご確認いただき、以下に署名をお願いします。

私は、別添「研究利用に関するご説明」とおおり、指定難病の医療費助成の申請に当たり提出した臨床調査個人票の情報が、①厚生労働省のデータベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意します。
年 月 日 厚生労働大臣 殿
受給者氏名 法定代理人氏名
(受給者が未成年や成年被後見人の時のみ記載)



受付印

〒 (住所) (氏名)

代理人が申請手続きをする場合に記入

委任状	代理人 氏名 _____ 生年月日 _____ 住所 _____ 続柄 _____ 連絡先 _____
	私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。 ※委任しない事項は二重線を記入。 (委任する内容)
	1 特定医療費 (指定難病) 支給認定更新申請に係る手続き 2 特定医療費 (指定難病) 受給者証の受領【認定の場合】 3 特定医療費 (指定難病) 支給認定更新申請の却下通知の受領【却下の場合】 4 その他 (_____)
	年 月 日
	委任者 氏名 _____ 住所 _____

※前年に下記障害年金・遺族年金等の給付がある場合は、その番号を表面に記載してください。

(1)	国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
(2)	厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
(3)	船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
(4)	国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
(5)	地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
(6)	私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
(7)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
(8)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
(9)	労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
(10)	国家公務員災害補償法 (他の法律において準用する場合を含む) に基づく障害補償
(11)	地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
(12)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当